

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市古高松土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	上枝 正治	高松市高松町976番地	平成21年4月10日